資料２

## ２　段階に応じた対策のあり方

| | 課題 | 施策の方向性 | 施策例 |
|---|---|---|---|
| 居住中 → 空き家化 | ①空き家化の予防 | | |
| | ・住宅の質等により，住み続けることが困難。 | 住み続けられる環境づくり | 良質な住宅ストックの誘導，地域の魅力向上，高齢単身者対策 |
| | ・法的制約により再建築や増築等ができない。 | 再建築・増築等の円滑化 | 密集市街地・細街路対策の推進 |
| | ・相続が適切に行われない。 | 相続生前対策の啓発・促進 | 行政による啓発，「終活」（老後の生活やエンディングについて事前に備えておく活動）の推進，地域での働きかけ |
| 空き家化 → 管理不全 | ②活用促進 | | |
| | ・需給にズレがある。 | 流通促進の仕掛けづくり | 地域連携型空き家流通促進事業の推進，空き家バンク等の情報整備 |
| | ・活用の意向がない。 | 活用意向の掘り起こし・動機付け | 地域連携型空き家流通促進事業の推進，経済的インセンティブによる対応 |
| | ・改修費用がない。 | 行政等による支援・公的活用 | 助成制度の推進，補助制度の創設，大学との連携 |
| | ・活用したいが，知識がない。 | 民間活力の導入・活用 | 不動産管理信託やサブリース等の推進 |
| | ・貸すことに抵抗感がある。 | 相談体制の充実 | 相談窓口の充実・一元化，不動産事業者との連携 |
| | | 正確な知識の普及・啓発 | 行政による普及・啓発，不動産事業者との連携 |
| 管理不全 → 解体・滅失 | ③管理不全状態の未然防止 | | |
| | ・空き家情報の把握ができていない。 | 情報の充実・一元化 | 相談・通報窓口の一元化，情報の整備 |
| | ・所有者に働きかけにくい。 | 見守り体制の構築 | 庁内体制の整備，地域との連携 |
| | ・管理者としての意識が低い。 | 働きかけられる仕組みづくり | 条例による規定の整備，地域との連携 |
| | | 管理意識の醸成・強化 | 行政による啓発，条例による規定の整備，経済的インセンティブによる対応 |
| | ④管理不全状態の速やかな解消 | | |
| | ・対応できる法制度が不十分。 | 対応可能な仕組みの構築 | 条例による規定の整備 |
| | ・所有者が特定できない。 | 行政が対応可能な範囲の拡大 | 個人情報の活用検討，所有者の関係者への働きかけ |
| | ・保有コストの問題。 | 保有コストの適正化 | 放置することを助長させない仕組の検討 |
| | ・除却する費用がない。 | 行政による支援 | 除却を促進するための助成制度の創設 |
| 解体・滅失 → 土地活用 | ⑤良質な土地利用の誘導・促進 | | |
| | ・活用方法が分からない。 | 相談体制の充実 | 相談窓口の充実・一元化，不動産事業者との連携 |
| | ・活用の意向がない。 | 地域による管理・活用 | 地域による管理・活用を前提とした支援制度 |
| | ・法的制約により再建築ができない。 | 活用意向の掘り起こし | 経済的インセンティブによる対応 |
| | ・狭小敷地のため活用困難。 | 再建築の円滑化 | 密集市街地・細街路対策の推進 |
| | | 敷地の統合化促進 | 助成制度の創設，経済的インセンティブによる対応 |

第３回検討委員会での検討範囲（予定）

第２回検討委員会での検討範囲